

令和6年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

設 置 者 名 :

契約者職・氏名 :

災害共済給付制度に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について

標記の件については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第16条第1項の規定に基づき、災害共済給付に加入する児童生徒等の保護者から同意を得たうえで、契約の申込を行うことを報告します。

なお、「災害共済給付契約申込書」及び「共済掛金支払明細書」の災害共済給付オンライン請求システムへの入力を、独立行政法人日本スポーツ振興センターが代行して行うことを了承します。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター法第16条第1項】

災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。次条第4項において同じ。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

※上記の「成年」に係る年齢については、民法第4条に定める成年と同じ取扱いとなります。